

ゴールドプラン 21（第 9 期計画）の概要版

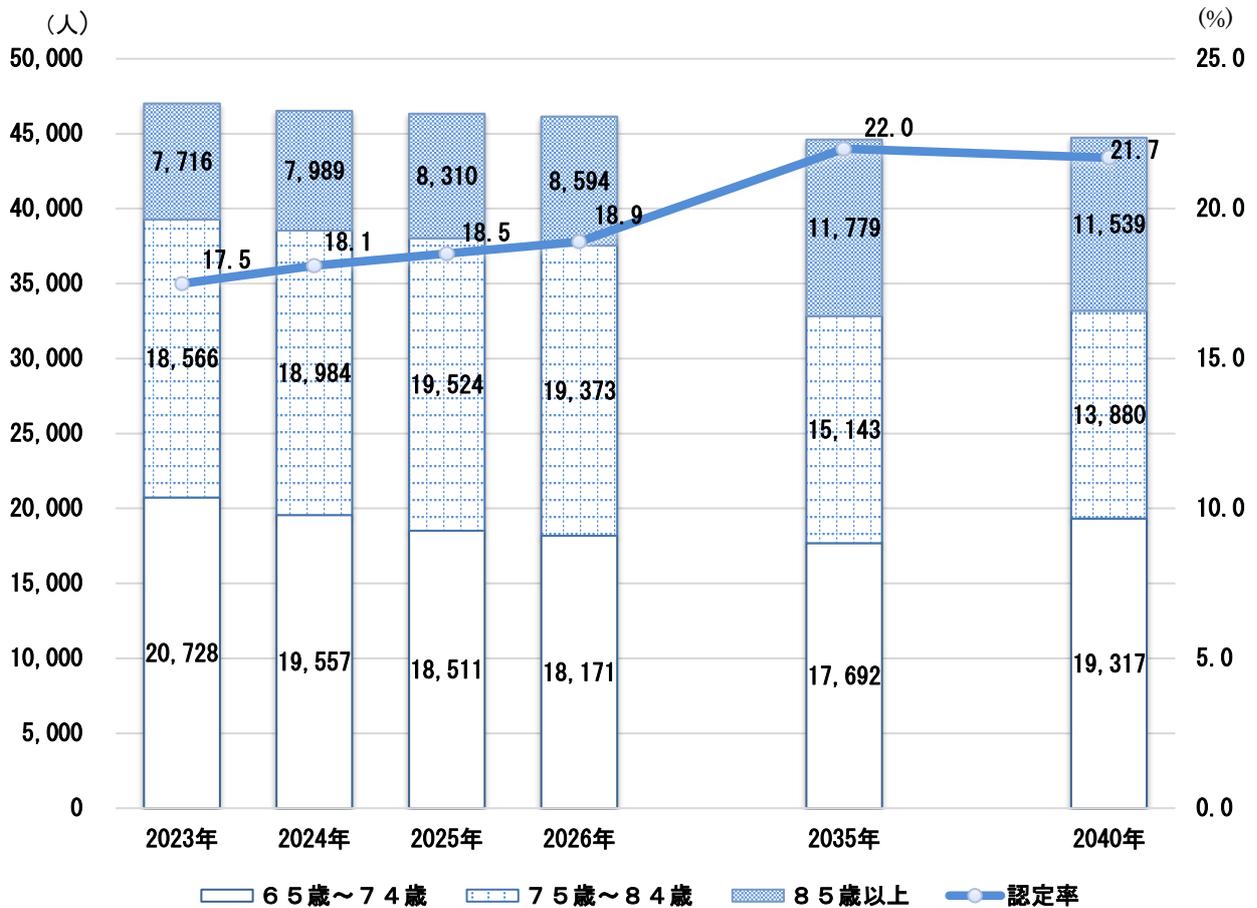
1 高齢者の現状と推計

(人、%)

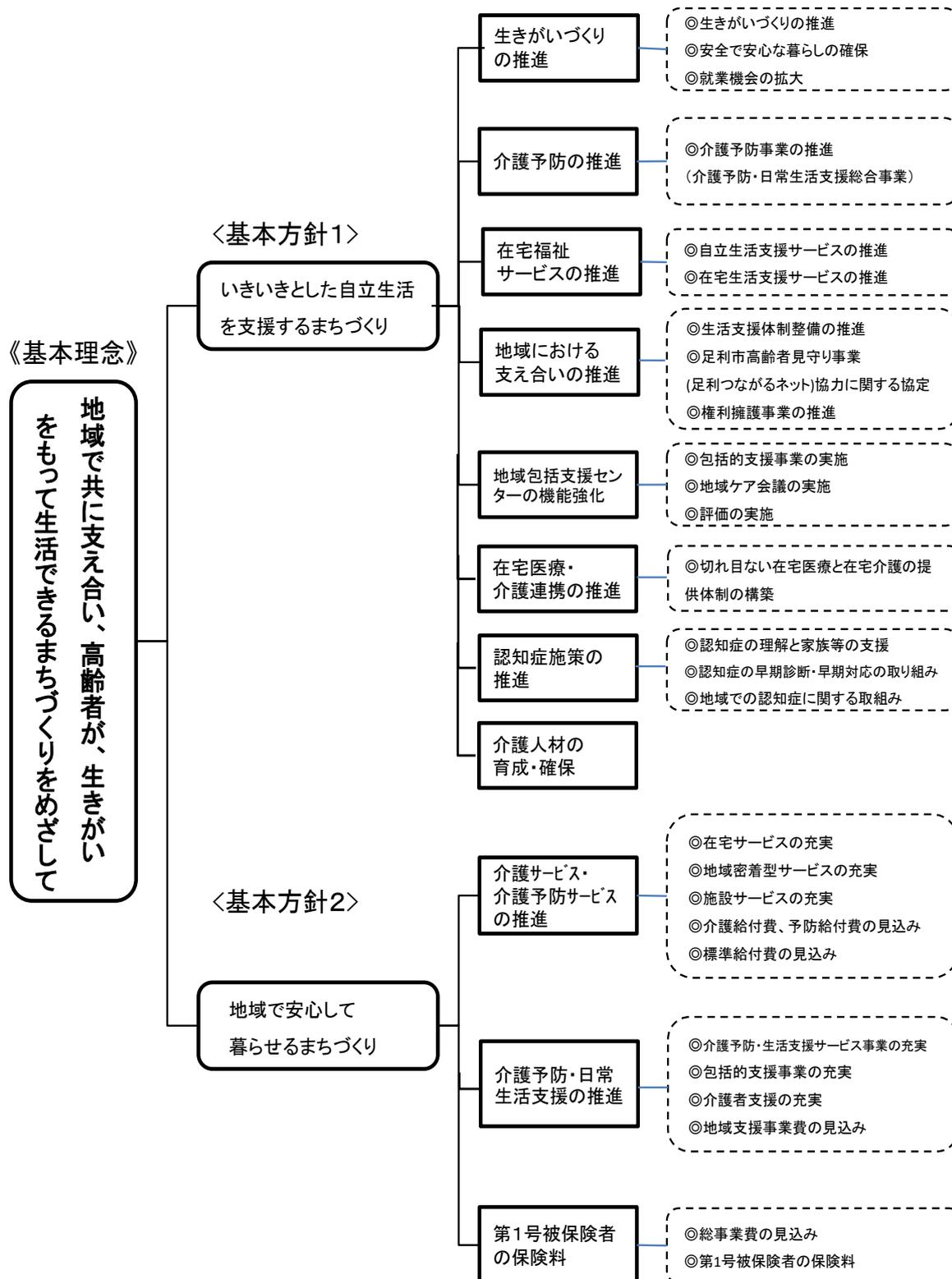
	令和 5 年 (2023)	令和 6 年 (2024)	令和 7 年 (2025)	令和 8 年 (2026)	令和 17 年 (2035)	令和 22 年 (2040)
総人口	141,342	138,780	136,218	134,698	120,604	112,437
65 歳以上	47,010	46,530	46,345	46,138	44,614	44,736
高齢化率	33.3	33.5	34.0	34.3	37.0	39.8
要介護認定者数	8,249	8,411	8,568	8,726	9,819	9,689
認定率	17.5	18.1	18.5	18.9	22.0	21.7

※ 令和 6 年（2024）年度以降は国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年度推計）」により推計した値

※ 介護認定者数及び認定率は、推計人口及び直近の要介護度別認定率による推計



2 施策の体系

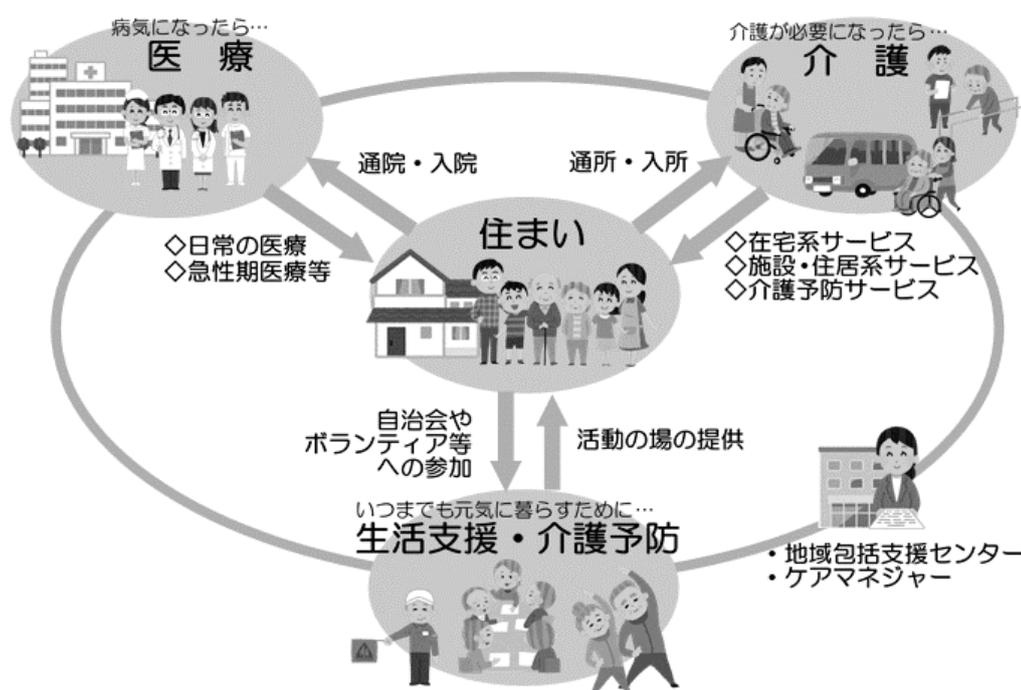


3 地域包括ケアシステムの推進

高齢者が、要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるように、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）が必要です。

地域包括ケアシステムの深化・推進のため、介護予防事業や地域における支え合い、在宅医療・介護連携、認知症施策、介護サービス・介護予防サービス等、各施策を連動させながら取り組みます。

地域包括ケアシステムのイメージ



4 施設整備計画

第9期中の新規計画はありません。

(床)

施設名	R5 (2023) 年度末	R8 (2026) 年度末
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	7 2 1	
介護老人保健施設（老人保健施設）	4 1 4	
介護医療院	3 7	
特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）	3 7 8	
特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム）	7 0	
地域密着型介護老人福祉施設 （地域密着型特別養護老人ホーム）	2 0 0	
認知症対応型共同生活介護 （認知症高齢者グループホーム）	1 6 2	

5 介護保険事業費の見込み

介護保険事業費は自然増や介護報酬改定による増（1.59%）を見込み、3年間で9.0%増を見込みました。

(千円)

区 分	平成 12 年度 (2000)	平成 29 年度 (2017)	令和 2 年度 (2020)	令和 5 年度 (2023)
保険給付費	3,668,673	11,062,714	11,988,711	12,326,846
居宅サービス	1,184,200	5,741,862	6,158,315	6,234,133
地域密着型サービス	—	1,880,304	2,035,094	2,110,450
施設サービス	2,451,278	2,790,606	3,078,061	3,269,298
その他	33,195	649,942	717,241	712,966
地域支援事業費	—	512,504	739,268	787,672
合 計	3,668,673	11,575,218	12,727,979	13,114,518

区 分	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	第 9 期計 (令和 6 年～8 年)
保険給付費	12,968,678	13,215,816	13,448,971	39,633,465
居宅サービス	6,685,155	6,864,865	7,040,011	20,590,031
地域密着サービス	2,182,055	2,215,507	2,250,491	6,648,053
施設サービス	3,380,086	3,399,804	3,409,129	10,189,019
その他	721,382	735,640	749,340	2,206,362
地域支援事業費	803,806	826,745	844,948	2,475,499
合 計	13,772,484	14,042,561	14,293,919	42,108,964

※ 令和 5 年は見込額、令和 6 年度以降は計画値

※ その他には、高額介護サービス費、審査支払手数料等を計上しています。

6 介護保険料

(1) 公費による保険料の軽減

第8期計画で実施した公費投入による低所得者（第1段階～第3段階）の保険料の軽減を、第9期計画においても引き続き実施します。

(2) 負担能力に応じた保険料設定

国では保険料段階を標準13段階としておりますが、本市では15段階に細分化してきめ細かい保険料の設定を行います。

(3) 保険料の上昇抑制

介護給付費準備基金を取り崩し、保険料の上昇を抑制します。

(4) 第9期計画の保険料基準額

年額 70,200 円 月額 5,850 円 第8期と比較し 5.4%のアップ(月額 5,550 円から 5,850 円、年額 66,600 円から 70,200 円)

7 計画の推進

(1) サービスの質の確保と向上

介護保険制度の積極的な情報提供と相談窓口の充実を図ります。

(2) 適切なサービス提供の確保

要介護認定の審査手続きの迅速化を図るとともに苦情・不服等には十分な説明を行います。

(3) 給付適正化の推進

認定調査員や審査会委員の研修、ケアプランの点検等を通し、給付の適正化を図ります。

(4) 計画の進行管理

介護保険等運営協議会において、計画達成状況等の評価・検証・分析を行います。

(5) 関係機関との連携

保健・医療・福祉のみならず市内の各部課・関係機関等との連携強化を図ります。